

災害時トイレ確保・管理計画（仮称）策定支援業務委託に係る  
事業者選定実施要領兼説明書

令和8年2月

世田谷区

災害時トイレ確保・管理計画（仮称）策定支援業務委託に係る  
事業者選定実施要領兼説明書

1 業務概要

(1) 件名

災害時トイレ確保・管理計画（仮称）策定支援業務委託

(2) 業務目的

災害時のトイレに関する問題は、過去の大規模災害において繰り返し発生しており、感染症の拡大や健康被害、更には災害関連死にもつながる健康被害が引き起こされる。トイレの確保・管理は命に関わる極めて重要な課題であり、ライフラインの一つとして対策を図ることが重要であることから、災害時トイレ確保・管理計画（仮称）の策定を進めるものとする。

本業務は、区内のトイレの現況調査・分析をはじめ、庁内関係所管及び外部有識者との検討を行うとともに、災害時トイレ確保・管理計画（仮称）の策定を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

災害時トイレ確保・管理計画（仮称）の策定

- ① 基礎調査（区の災害用トイレの現状の把握・分析・評価・算出、東京トイレ防災マスタープランにおける災害用トイレ必要数計算シートを使ったシミュレーション、課題整理、対策案の提示）

※災害用トイレとは災害時に利用できるトイレの種類のことをいう。

※災害用トイレ及び災害用トイレ必要数計算シートについては、東京都防災ホームページに掲載の「東京トイレ防災マスタープラン」を参考にすること。

※本件に係る世田谷区保有の基礎資料については、担当より別途提供する。

- ② 災害用トイレや他自治体の参考事例の収集・提示  
③ マンホールトイレの平時の管理及び災害時の運用の検討  
④ 公園公共施設内トイレの平時の管理及び災害時の運用の検討  
⑤ 災害時協力協定の整理・検討  
⑥ 災害時に発生する、し尿の収集・処理の検討  
⑦ 検討委員会等への参加・運営支援  
⑧ 各種会議用資料の作成・印刷・報告  
⑨ 関係計画・上位計画・法令等の検討内容との調整  
⑩ 見易さ・理解のしやすさに配慮した計画レイアウト等の修正  
⑪ 区関連計画との関係性の整理、更新作業の提案  
⑫ 報告書及び概要版の作成

別紙1「業務内容説明書（予定仕様書）」のとおり。

#### (4) 履行期間

令和8年4月中旬(予定)～令和9年3月31日

※本業務にかかわる契約の締結は、本事業に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

※契約期間中であっても、実施状況により委託内容を変更する場合がある。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

#### 2 提案限度額

8,262,000円(消費税及び地方消費税含む)

#### 3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本業務は、東京都が東京全体におけるトイレ環境の整備指針として令和7年3月に公表した「東京トイレ防災マスタープラン」を踏まえ、地域特性などの条件を整理したうえで政策・構想等を検討・提案する業務であり、円滑に履行するためには、災害時のトイレに関する専門的な知識、技術、他自治体等における経験・実績を有するほか柔軟な構想力や調整力が必要となるため、一律に金額で決める入札方式は馴染まないことからプロポーザル方式により候補者の選定を行う。

#### 4 参加資格

参加表明書提出日時点で、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (7) 自治体における災害対策に係る計画策定業務を受託した実績を有していること。
- (8) 災害時トイレ確保・管理計画策定支援業務委託事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

## 5 スケジュール（予定）

内容	日程
説明書交付期間	令和8年2月13日（金）～2月25日（水）正午
参加表明書の提出期限	令和8年2月25日（水）正午
プロポーザル招請通知	令和8年2月26日（木）
質問票の受付期間	令和8年2月26日（木）～3月4日（水）正午
質問回答予定日	令和8年3月9日（月）
提案書等の提出期限	令和8年3月19日（木）正午
選定委員会（書類審査）	令和8年3月23日（月）～3月31日（火）
選定結果通知	令和8年4月2日（木）
契約締結	令和8年4月中旬頃

## 6 説明書の交付期間、場所及び方法

### （1）交付期間

令和8年2月13日（金）～令和8年2月25日（水）正午

### （2）場所及び方法

「14 本件担当」記載の窓口での配布又は世田谷区ホームページからダウンロード  
※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

## 7 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、参加表明書及びその他提出書類一式を併せて提出すること。参加表明書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。

### （1）提出書類

#### ①参加表明書【様式1】

連絡担当者は提出書類に関する問い合わせ・連絡窓口となる者を記載する。

#### ②業務実績書【様式2】

プロポーザルに参加できる者の資格「4 参加資格（7）」に記載されている実績を優先的に記載する。また、同種業務・類似業務実績がある場合は自己評価の高い実績を記載する。

※プロポーザルに参加できる者の資格「4 参加資格（7）」に記載されている実績が確認できる資料として、該当業務の契約書の写し及び仕様書の写し等を添付すること（様式自由）。

#### ③履歴事項全部証明書（発行年月日から3か月以内）

#### ④都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書（発行年月日から3か月以内）

#### ⑤事業者概要資料

（i）法人の沿革・概要

（ii）役員一覧表

（iii）法人のパフレット等（作成している場合のみ）

(2) 提出期限、提出先及び方法

①期 限：令和8年2月25日（水）正午 必着

②提出先：「14 本件担当」に同じ

③方 法：持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

(3) 招請通知

参加資格を満たしている事業者に対しては、令和8年2月26日（木）に、郵送及び電子メールでプロポーザル招請通知を送付する。参加資格を満たしていない事業者に対しては、同日に郵送及び電子メールで非招請通知を送付する。

(4) 辞退

参加表明書等の提出後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退届」（様式3）を速やかに提出すること。

8 質問の提出期限、方法及び回答

本プロポーザルにあたり、質問がある場合には、以下の方法で提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月4日（水）正午必着

(2) 方法

「質問書」（様式4）を電子メールで「14 本件担当」宛てに送信すること。

(3) 回答

令和8年3月9日（月）（予定）までに回答をとりまとめ、すべての招請事業者宛てに電子メールで回答する。

9 提案書に求める内容

提案書は別紙4「提出書類作成要領」に従い、以下の（1）～（7）の書類を作成・提出すること。

(1) 提案書表紙【様式5】

(2) 管理技術者経歴【様式6】

(3) 担当技術者経歴【様式7】

(4) 業務実施体制【様式8】

(5) 提案内容（様式自由）

A4縦・横書き10枚以内とする。

(6) 参考見積り【様式9】

見積金額は円単位とする。

※提出書類は審査に使用するため会社名及び会社名が類推されるような記載をしないこと。

※区が必要と認める場合は、追加資料の提出や提案書等についての質問回答を求めることがある。

## 10 提案書の提出期限、提出先及び方法

### (1) 提出期限

令和8年3月19日(木) 正午 必着

### (2) 提出先

「14 本件担当」に同じ

### (3) 提出方法

原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること。

### (4) 提出にあたっての注意事項

- ① 提案者が明らかに特定される記述または明らかに推察される記述は避けること。
- ② 副本はすべてのページについて、社名、住所、ロゴマーク等を削除するか黒塗りして隠すこと。マジック等で塗りつぶした場合は、透けて見える可能性があるため、塗りつぶしたものをコピーして提出するなど、完全に見えないようにすること。

## 11 選定方法について

本プロポーザルでは、「災害時トイレ確保・管理計画策定支援業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて、選定委員全員の審査による評価点の合計点数が最も高い事業者を候補者として選定する。

審査は、「書類審査」で、評価基準に基づき行う。審査の結果、採点の合計点数が一定の基準に達する事業者が無い場合は、選定事業者なしとする場合がある。また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定することがある。なお、点数が同点となった場合には、選定委員による多数決で順位を決定する。

### (1) 提案書の提出者の選定

本件では提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### (2) 書類審査

提出された提案書に基づく審査を行い、事業者を1社決定する。

#### ① 審査期間

令和8年3月23日(月)～3月31日(火)

### (3) 選定結果の通知と公表

#### ① 選定結果の通知(令和8年4月2日(木) 予定)

すべての事業者へ郵送及び電子メールにて送付する。

#### ② 選定結果の公表

応募者数、選定事業者の法人名称、所在地及び提案書を特定した理由(審査経過等)を世田谷区ホームページに公表することができる。その場合、選定事業者以外(次点の事業者を含む)の法人名称、応募内容等は公表しない。

## 12 評価基準

本プロポーザルでは、主に以下の評価基準に基づき審査を行う。

### 【書類審査】

提案書の書類審査を行う。審査項目は以下の通り。

審査の項目	審査の視点
技術者実績 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務実績、業務遂行力が十分か</li> <li>・担当技術者が Microsoft Office や GIS 等、計画策定に必要な技術を有しているか</li> <li>・複数の技術者を確保しているか</li> <li>・地域精通度があるか</li> </ul>
提案内容	・業務の目的・内容の理解度が高いか
	・本業務を行うにあたっての基本方針と具体的な取組及び配慮事項の提案がなされているか
	・被災自治体での教訓や国・都等の関係法令・計画や社会情勢等を踏まえて、世田谷区で想定される課題とその対応策の提案がなされているか
	・区民に対してわかりやすい計画にするための工夫についての提案がなされているか
	・各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映されているか
	・課題解決のための創意工夫がされ、実現性と説得力があるか
	・関連類似計画等策定支援の受託実績
・その他追加提案に関する事項	
資料作成能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容がわかりやすく、効果的な構成となっているか</li> <li>・合理的で説得力のある文章となっているか</li> <li>・文章の補足として、図表をうまく活用し、訴えたい内容を効果的に表現しているか</li> </ul>

## 13 応募に際しての留意事項

- (1) 本件は令和8年度予算の配当を条件として契約する。
- (2) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (3) 詳細な仕様、契約金額等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 当該業務に直接関連する他の業務委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (9) 区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
- (10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (12) 提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (13) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがある。
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口は、「14 本件担当」に同じ。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (16) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (17) 提案書の提出後に「4 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (18) 電算処理の業務については、別紙2「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、別紙3「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (19) 災害時トイレ確保・管理計画策定支援業務委託事業者選定委員会の構成員は次のとおり。

危機管理監	永池 昌直
危機管理部副参事（物資供給担当）	田丸 正勝
世田谷総合支所地域振興課長	前島 正輝
清掃・リサイクル部管理課長	荒井 久則
みどり33推進担当部公園緑地課長	笠原 聡

#### 14 本件担当

危機管理部災害対策課災害対策担当 小西、中島

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所東棟3階301番窓口

電話：03-5432-2262

FAX：03-5432-3014